

利用証の交付対象について

身体・知的・精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難な方で、以下の基準を満たしている方が対象です。

<利用対象者区分と交付基準・有効期間>

区分			交付基準	有効期間	
1 身体障害者	視覚障害		4級以上の者	発行の日から5年以内	
	聴覚障害		3級以上の者		
	ろうあ		3級以上の者		
	平衡機能障害		5級以上の者		
	肢体不自由	上肢			2級以上の者
		下肢			6級以上の者
		体幹			5級以上の者
	脳原性	上肢機能移動機能			2級以上の者
					6級以上の者
	心臓機能障害		4級以上の者		
	腎臓機能障害		4級以上の者		
	呼吸器機能障害		4級以上の者		
	ぼうこうまたは直腸の機能障害		4級以上の者		
	小腸機能障害		4級以上の者		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		4級以上の者			
肝臓機能障害		4級以上の者			
2 知的障害者			療育手帳所持者で障害程度欄がA1、A2の者		
3 精神障害者			精神障害者保健福祉手帳が1級の者		
4 発達障害者			歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者		
5 難病患者			特定医療費(指定難病)受給者 特定疾患医療受給者 長野県特定疾病医療受給者 先天性血液凝固因子障害等医療受給者		
6 高齢者			介護保険の要介護状態区分が要介護1以上の者	発行の日から2年以内	
7 妊産婦			母子健康手帳を取得した者 産後は2歳未満の子どもを同伴する場合に限る	母子健康手帳の取得から出産(分娩予定日)後2年	
8 その他けが人または病気等の者			けがまたは病気等により歩行が困難であることが診断書等により確認できる者	医師の診断書等による必要期間以内	